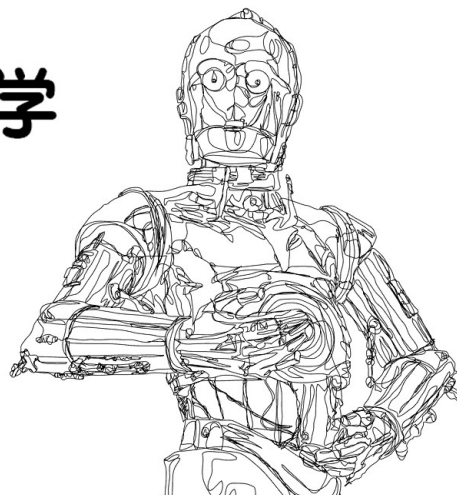


# 医療経済学

## 4 回目



### 健康寿命を延ばした日本の社会保障制度

#### 憲法第25条

すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活**を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、**社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進**に努めなければならない。

#### 医療法のポイント

昭和23年7月30日公布（10月27日施行）  
医療提供体制の確保と国民の健康の保持を目的とし、病院や診療所・助産所等の法律。（**日本国憲法第25条**の行政法）

##### 医師の応召の義務

正当な理由なく診察治療を拒めない

##### 無診察治療の禁止

診察をしないで治療をしてはいけない

##### 異常死体等の届出義務

死体検案の結果異常があれば届け出る

##### 処方箋の交付義務

治療上薬剤を投与するときは処方箋が必要

##### 保健指導の義務

療養方針や方法を説明する義務

##### 診療録の記録と保存

診療をした場合、遅滞なく診療録に記録する

### 医療法

患者の利益を保護し、良質で適切な医療を効率的に提供する体制を確保し、国民の健康の保持に寄与することを目的として制定された法律である。

患者の生命の尊重と、個人の尊厳の保持を旨として、患者が適切な選択ができるよう、また、安全に医療が受けられるよう、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づいて、様々なことが定められている。

**医療施設**

健康上の問題を持つ人の診療が主である。  
患者の急性期・亜急性期・慢性期等の状態に応じ  
継続的な看護等の必要がある患者について入院  
加療を行う。

**病院の定義**

疾病や疾患に対し医療を提供し、病人を収容する施設のこと。法律では**医療法**に則った施設

**医師法**

医師でなければ医業を行ってはならない  
医行為を診療の補助として行う際は  
医師の指導・監督・指示 同意が必要

**医療体系 (病状による分類)**

- 一次医療** 日常的に最初に接する医療  
かかりつけ医 初診 健康相談  
慢性期医療継続 地域医療重視  
家庭的・家族的に関係する医療
- 二次医療** 入院ができる医療体制を持つ  
**プライマリ・ケア**の機能を持つ  
患者の大病院指向に対応
- 三次医療** 地域での最高の医療提供施設  
地域の中核病院

消防法の  
一次救急とかと  
混同しないだね。

**医療体系が変化してきています。**

- 一次医療** 日常的に最初に接する医療  
かかりつけ医 初診 健康相談  
慢性期医療継続 地域医療重視  
家庭的・家族的に関係する医療
- 二次医療** 入院ができる医療体制を持つ  
**プライマリ・ケア**の機能を持つ  
患者の大病院指向に対応
- 三次医療** 地域での最高の医療提供施設  
地域の中核病院

プライマリー・  
ケアをして患者を  
集めるのさ。

**プライマリ・ケア 定義**

米国科学アカデミー医学部門による1996年の定義では、「プライマリ・ケアとは、**患者の抱える問題の大部分に対処**でき、かつ継続的な**パートナーシップ**を築き、家族及び地域という枠組みの中で**責任を持って診療する臨床医によって提供**される、総合性と受診のしやすさを特徴とするヘルスケアサービスである」とされている。

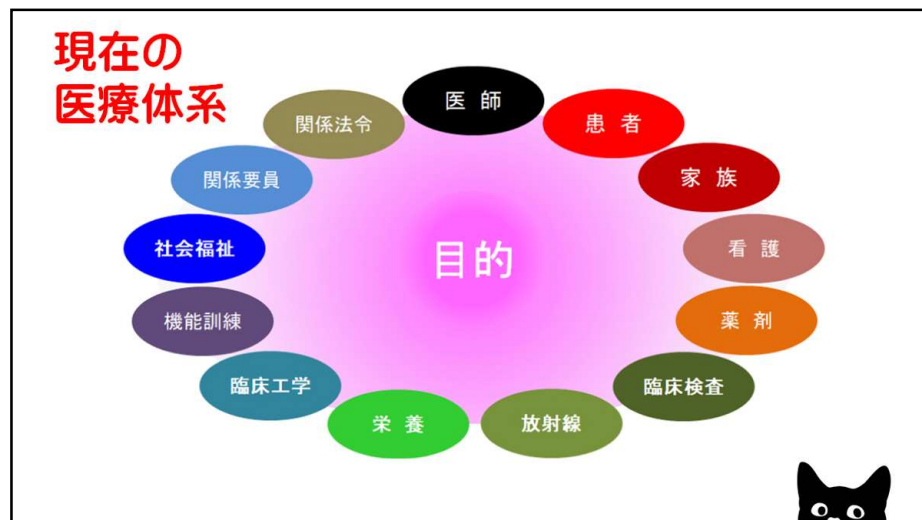
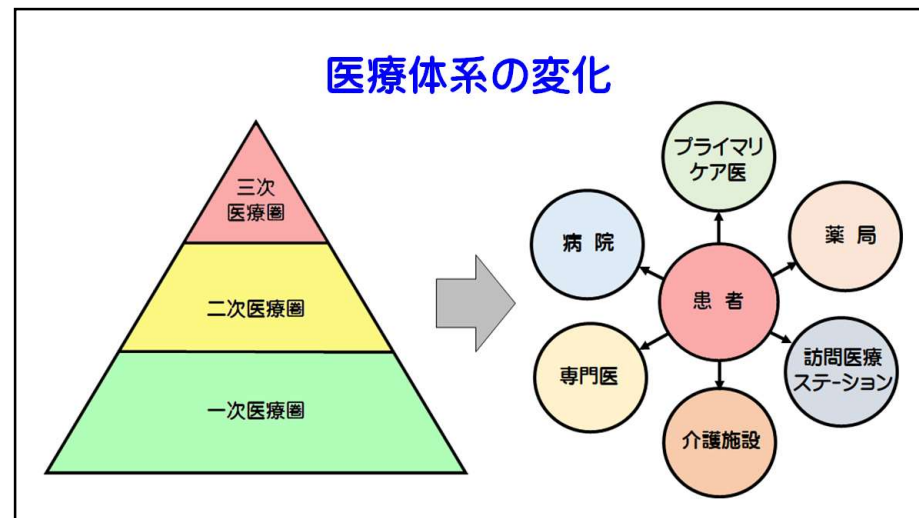
日本では、適切な日本語がないため、そのままプライマリ・ケアと称することが多い。**全人的医療**と言ったり、**総合診療医の活動を**さすこともある。

**特殊医療** 精神障害者の医療  
結核対策・感染症対策など

**救急医療** 初期救急 二次救急 三次救急

三次救急：100万人に1カ所の救命救急センター  
・高度救命救急センターを設置  
また、体制として救急医療情報センターを  
県単位の1カ所設置することとしている

**母子周産期医療** 全国的に未整備  
産科医の不足が深刻化  
正常分娩は健康保険適用外のため



### 医療施設の種類

**一般病院** 患者20人以上の収容施設を有するもの

**特定疾患病院** 短期：人工透析・単科病院・救急病院など  
長期：結核・精神科・老人病院など

**療養病床** 長期療養を要する患者に適切な医療提供

**特定機能病院** 高度医療提供 高度医療開発・研修  
大学付属病院 特定疾患センター

**地域医療支援病院** 200床以上の特定の役割の病院  
・紹介患者専門の病院（80%以上）  
・紹介率と逆紹介率の条件を満たした病院  
・医療従事者の研究・研修専門病院  
・高度救急医療の提供・地域医療資質向上目的病院

**臨床研修指定病院** 医師の卒後臨床研修病院（厚生労働大臣指定）

**診療所** 無床診療所 有床診療所（19床以下）

**助産所** 助産師が業務 10名未満の収容施設

## 余 談

医療法は、昭和23年に施行された法律である。  
 医療法での中心となる医師は、倫理的にも法的にも問題を起こすはずがないと考えられていた。  
 したがって、施行されてから37年間改正をすることはなかった。  
 医療法が初めて改正されたのは、昭和61年の事件がきっかけであった。



## 富士見産婦人科事件

埼玉県所沢市にあった産婦人科病院  
 美容室・アスレチック室・ラウンジなどの設備  
 理事長は看護師の北野早苗(男性)院長は北野早苗の妻(医師)  
 看護師の理事長自身が行う超音波検査にて悪性疾患の診断  
 勤務医5名が手術を執刀。正常子宮の摘出は**39件**。  
 1981年、被害患者**63名**が民事訴訟。  
 2004年、最高裁判決 (23年経過して決着)  
 2005年、医師免許取り消し処分(日本初)  
 厚生大臣と自治大臣への政治献金が発覚決着の遅れ  
 → 初の医療法改正となる(37年間改正がなかった)

## 医療法改正の流れ

1次改正	1986年(37年経過)	必要病床数の設定
2次改正	1993年(46年経過)	急性期病院と慢性期病院の設定
3次改正	1998年(51年経過)	インフォームドコンセントの法制化
4次改正	2001年(54年経過)	医師の臨床研修必修化
5次改正	2007年(60年経過)	広告規制の緩和 (広告禁止 → 誇大広告禁止)
6次改正	2014年(67年経過)	病床機能報告制度の策定
7次改正	2015年(68年経過)	経営の透明性の確保

政治家や行政は、  
 とても医師会に弱いことが  
 わかります。



## 六次医療法改正 病床機能報告制度(2014年から義務化)

病棟について高度急性期、急性期、回復期、慢性期のうち、どの医療機能を担うかを毎年都道府県知事に報告する義務を定めている。

- 高度急性期** — 急性期の患者に対し、診療密度が特に高い医療を提供する機能。救急救命室・集中治療室を持つ体制の整った施設
- 急性期機能** — 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
- 回復期機能** — 在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能
- 慢性期機能** — 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能

## 群馬県の高度急性期機能病床を持つ病院

群馬大学医学部附属病院	680床	群馬県立心臓血管センター	15床
前橋赤十字病院	586床	黒沢病院	12床
高崎総合医療センター	451床	館林厚生病院	8床
伊勢崎市民病院	106床	中央群馬脳神経外科病院	6床
群馬県済生会前橋病院	63床	公立富岡総合病院	6床
群馬県立小児医療センター	41床	群馬中央病院	5床
利根中央病院	35床	日高病院	4床
桐生厚生病院	33床	関越中央病院	4床
SUBARU太田記念病院	28床	脳血管研究所美原記念病院	3床
		計	2087床



## 「救急指定病院」について

救急指定病院は**消防法**の「救急病院等を定める省令」によって定められている。(救急機能病院とは別の法律なので要注意。)

救急**指定**病院とは、**救急患者の診療に協力できる**という旨を都道府県に申し出た医療機関で、都道府県知事が認めた病院・診療所。

救急業務は、**症状と緊急性から3段階に分けている**。  
この段階が、**一次救急、二次救急、三次救急**となる。

## 「救急指定病院」の一次救急と二次救急について

## ●軽症者に救急医療を提供する一次救急

一次救急(初期救急)とは、入院の必要がなく帰宅可能な軽症患者に対して行う救急医療のこと。したがって、自分自身や家族など身近な人に付き添ってもらって来院する。一次救急は都道府県に配置されている休日夜間急患センターで行うほか、救急指定を受けた地域の開業医や病院が1日ずつ在宅当番となって行っている。

## ●24時間体制で救急患者を受け入れる二次救急

二次救急が提供できるのは、24時間体制で救急患者の受け入れ可能な医療機関。

- ・手術も含めた入院治療を提供できる設備が整っていること
- ・救急医療の知識と経験が豊富な医師が常に従事していること
- ・救急患者のための専用病床が整備されていること

二次救急の指定を受けた病院が対応する。これら病院は、地域の医師の協力により、休日や夜間の救急診療ができる。二次救急の整備状況は、ここ数年減少傾向。

## 「救急指定病院」の三次救急について

## ●さらに高度な救急医療を提供する三次救急

三次救急は、一次救急や二次救急では対応できない**重症・重篤患者に対して行う医療**。三次救急の指定を受けている病院には救命救急センターや高度救命救急センターが設けられており、24時間体制で救急患者の受け入れを行っている。また、三次救急の指定を受けている病院は救急医療の教育機関としての役割ももち、医師や看護師、救急救命士などが日々救急医療を学んでいる。三次救急対応の病院は年々増加の傾向にあり、2014年3月の時点で全国266施設となっている。

### 群馬県 (200万人) の三次救急医療機関

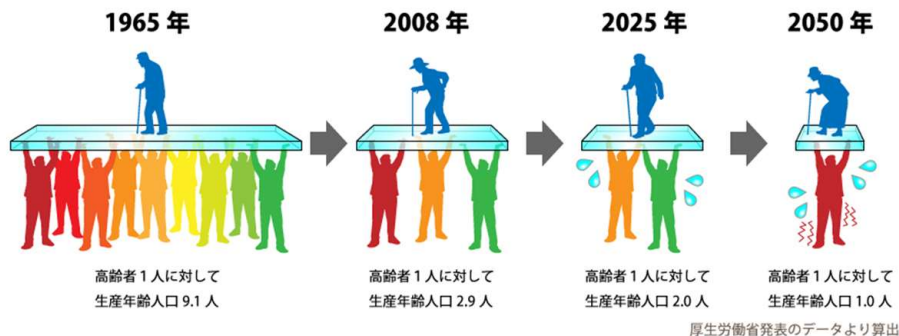
前橋赤十字病院	高度救命救急センター
高崎総合医療センター	救命救急センター
太田記念病院	地域救命救急センター
群馬大学医学部附属病院	救命救急センターと同等の機能を有する

群馬県HP 2020.9.20

### 埼玉県 (732万人) の三次救急医療施設

獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市
深谷赤十字病院	深谷市
埼玉医科大学国際医療センター	日高市
埼玉医科大学総合医療センター	川越市
さいたま赤十字病院	さいたま市
防衛医科大学校病院	所沢市
川口市立医療センター	川口市
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市

### 日本の高齢問題



### 高齢者医療

日本は、超超高齢社会となった。  
医療費の膨張、高齢者福祉制度の破たんが叫ばれている。  
高齢者のニーズを現行制度では賄えない実態がある。

長期入院・施設入所  
療養病床  
老人保健施設  
特別養護老人ホーム  
回復期リハ病棟



在宅医療・在宅介護  
有料老人ホーム  
サービス付高齢者向住宅  
グループホーム  
在宅介護サービス